(第三種郵便物認可)　(業務月報8月号)　2014年8月15日

二四年度運動方針(案)(抜粋)

一、港湾労働をめぐる情勢の特徴(職場と生活に視点を当てて)

1. 職場や生活を一気に危機に陥れる危険な政治状況(省略)
2. 世界経済の概況と労働者・国民のたたかい
3. 日本の政治・経済の現状と国民生活
4. 港湾・港湾運送の概況

(略)

二、二〇一四年度の運動の基調と基本的課題について

1. 運動の基調

(1) 安倍内閣の暴走に歯止めをかける基本的立場

(略)

(2) 港運の健全な発展と港湾労働者の雇用安定・安心の職場をめざす基本的立場

① 持続可能な港運事業をめざす

私たち港湾労働者は、港湾に関係する労働者として、その雇用確保である港湾運送事業や港湾関係事業の健全で継続的な発展は不可欠である。とりわけ、荷主・ユーザーとの関係で弱い産業基盤をもつこと、一連の港湾作業を至所から関連職種までその各職種が行、それぞれの事業者は中小・零細企業が多数であること、事業の波動性が常に自己の帰責を顧みずとどまることが難しい産業であることなどの、港運送事業の特殊性を踏まえた、政策的入スクを確立した取り組が重要である。

② 雇用安定の関係法令の順守による港湾労働秩序の確立

規制緩和・民営化の流れの中で、労働環境・働き方を律する産業は「雇用労働法」である。この規範意識を育てることである。同時に、社会的規制である港湾労働法や港湾運送事業法などの関係法令の順守と、その問題点の是正(改正)例えば「料金制度の改正」や「港湾労働法の適用範囲拡大」を取り組む。(略)

③ 労使関係の強化・発展

(略)

(3) 労使関係の強化・発展

① 港運事業の健全な発展と港湾労働者の雇用安定という事の中軸の関係に着目すると、港湾運送事業の特性にもとづく、港湾の労使関係の強化は不可欠である。

現在の雇用関係の強化は、次の歴史的経緯と理念があることをあらためて共有認識としておくことが重要である。

イ、日・祝定休関係が、各地区の職種・組合を超えた職種別、産業別の連帯の歴史である。

ロ、この連帯の歴史は、労使の対等関係を確立する上で、労使の対等関係を確立するとともに、港湾の労使関係の強化は、港湾運送事業の特性にもとづく、港湾の労使関係の強化は不可欠である。

ハ、港湾の特殊性や、二者一者原則に至つた歴史を踏まえ、港湾運送事業の特殊性を考慮する必要がある。

ニ、こうした事情が背景となつて、雇用安定は「四者協議制」については、二者協議制の運営の中でその必要性は、設置に努力する」とした。したがつて、ユーザー場合は(船・荷主)の理解が、労使協議に対する責任は、港湾労働者に対する責任と、二者一者協議体制の強化を図ることが重要である。

② 行政を含めた取り組を進める。

③ 行政を含めた取り組を進める。

(4) 雇用組織の強化

① 一九七三年の全国港湾結成あたり、その結成宣言は、「……労働組合が企業内に職制、港湾に分断支配政策的に「格付け」された組織、この構想の柱である「運輸省」の「港湾労働者の雇用」の対象から除外される港湾について、雇用不安の原因に強まつている。文字通り政府による「港湾労働者の特殊性」の理解を拒否する問題が当事者として機能を充実し発揮できる組織となるように強化しなければならない」と強調している。これは、港湾の特殊性をリアルにとらえ、雇用別の団結と港湾労働者の未来を拓くものと炭意したものである。

② 時代は変わつても、この結成宣言の趣旨は生きている。港湾雇用を支えるすべての労働者が、労働組合が、要求に一致し、行動を団結していくことが問われている。全国港湾の質と量の発展を、この原点に立つ重視した取り組む。

③ 職場安全を取り組を推進する。

④ 港湾労働政策において、「労働者政策」に断固として反対の声を上げる取り組みと共に、その影響が港湾労働に及ぼしないよう取り組む。そのためにも、港湾労働法の本旨にたつて、港湾への一般派遣の導入を一切切り捨てる。

⑤ 港湾労働の規制緩和に反対して取り組む。

⑥ ＡＥＯ制度をはじめ、通関の効率化と物流の効率化対策、政策的大綱と労働問題を結合させた取り組が求められている。したがつて、交易の会社の担保化、物流の流出対ネットワーク、輸出入物資安全・安全の確保などの社会的規制の強化と、倉庫・荷出監種、検数・検定監種、港湾運輸関の労働者の雇用問題と結合させて、取り組むこととする。

(3) 新規参入反対、非指定港の指定港化、港湾官営反対、港湾労働法の適用拡大などの要求を掲げ、政府主導の港湾「合理化」に反対する取り組み

① (略)

② 新規参入の課題については、事前の情報収集が極めて重要であり、中央・地区が一体になつて情報収集体制の強化を図ることとする。具体的要れに対しては、中央・地区を整備することとする。

③ 三月末迄に港の指定化は、「一四春闘協定」の「二化」目的な中央・地区・組合の運動を促進する。

④ 港湾の労働条件は雇用協定で指定、雇用協定不履行を許さない取り組を進める。

⑤ 「一四春闘協定の履行」の徹底、関係法令の順守による港湾労働秩序の確立

⑥ 規制緩和・民営化の流れの中で、労働環境・働き方を律する産業は「雇用労働法」である。この問題点の是正(改正)例えば「料金制度の改正」や「港湾労働法の適用範囲拡大」を取り組む。(略)

③ 港湾労働者の雇用安定と安全確保(略)

(3) 労使関係の強化・発展

① 港運事業の健全な発展と港湾労働者の雇用安定という事の中軸の関係に着目すると、港湾運送事業の特性にもとづく、港湾の労使関係の強化は不可欠である。

現在の雇用関係の強化は、次の歴史的経緯と理念があることをあらためて共有認識としておくことが重要である。

イ、日・祝定休関係が、各地区の職種・組合を超えた職種別、産業別の連帯の歴史である。

ロ、この連帯の歴史は、労使の対等関係を確立する上で、労使の対等関係を確立するとともに、港湾の労使関係の強化は、港湾運送事業の特性にもとづく、港湾の労使関係の強化は不可欠である。

ハ、港湾の特殊性や、二者一者原則に至つた歴史を踏まえ、港湾運送事業の特殊性を考慮する必要がある。

ニ、こうした事情が背景となつて、雇用安定は「四者協議制」については、二者協議制の運営の中でその必要性は、設置に努力する」とした。したがつて、ユーザー場合は(船・荷主)の理解が、労使協議に対する責任は、港湾労働者に対する責任と、二者一者協議体制の強化を図ることが重要である。

② 行政を含めた取り組を進める。

③ 行政を含めた取り組を進める。

(4) 雇用組織の強化

① 一九七三年の全国港湾結成あたり、その結成宣言は、「……労働組合が企業内に職制、港湾に分断支配政策的に「格付け」された組織、この構想の柱である「運輸省」の「港湾労働者の雇用」の対象から除外される港湾について、雇用不安の原因に強まつている。文字通り政府による「港湾労働者の特殊性」の理解を拒否する問題が当事者として機能を充実し発揮できる組織となるように強化しなければならない」と強調している。これは、港湾の特殊性をリアルにとらえ、雇用別の団結と港湾労働者の未来を拓くものと炭意したものである。

② 時代は変わつても、この結成宣言の趣旨は生きている。港湾雇用を支えるすべての労働者が、労働組合が、要求に一致し、行動を団結していくことが問われている。全国港湾の質と量の発展を、この原点に立つ重視した取り組む。

③ 職場安全を取り組を推進する。

④ 港湾労働政策において、「労働者政策」に断固として反対の声を上げる取り組みと共に、その影響が港湾労働に及ぼしないよう取り組む。そのためにも、港湾労働法の本旨にたつて、港湾への一般派遣の導入を一切切り捨てる。

⑤ 港湾労働の規制緩和に反対して取り組む。

⑥ ＡＥＯ制度をはじめ、通関の効率化と物流の効率化対策、政策的大綱と労働問題を結合させた取り組が求められている。したがつて、交易の会社の担保化、物流の流出対ネットワーク、輸出入物資安全・安全の確保などの社会的規制の強化と、倉庫・荷出監種、検数・検定監種、港湾運輸関の労働者の雇用問題と結合させて、取り組むこととする。

(5) 国際運輸と国民的問題の取り組み

① (略)

② (略)

二、二〇一四年度の基本的課題

(1) 港湾政策・港湾労働政策に対し、持続可能な港湾運送とそのための港湾運送業を維持する諸施策、港湾労働環境の雇用安定・職場安全向上の取り組みを進める。① ② ③ (略)

(2) 雇用協定を基軸にした労働環境整備、諸労働条件の向上

① 一四春闘協定の履行、日常的な中央・地区・単組の体的運動を促進する。

② 港湾の労働条件は雇用協定で指定、雇用協定不履行を許さない取り組を進める。

③ 三月末迄に港の指定化は、「一四春闘協定」の「二化」目的な中央・地区・単組の運動を促進する。

④ 港湾の労働条件は雇用協定で指定、雇用協定不履行を許さない取り組を進める。

(3) 新規参入反対、非指定港の指定港化、港湾官営反対、港湾労働法の適用拡大などの要求を掲げ、政府主導の港湾「合理化」に反対する取り組み

① (略)

② 新規参入の課題については、事前の情報収集が極めて重要であり、中央・地区が一体になつて情報収集体制の強化を図ることとする。具体的要れに対しては、中央・地区を整備することとする。

③ 三月末迄に港の指定化は、「一四春闘協定」の「二化」目的な中央・地区・単組の運動を促進する。

④ 港湾の労働条件は雇用協定で指定、雇用協定不履行を許さない取り組を進める。

⑤ 「一四春闘協定の履行」の徹底、関係法令の順守による港湾労働秩序の確立

⑥ 規制緩和・民営化の流れの中で、労働環境・働き方を律する産業は「雇用労働法」である。この問題点の是正(改正)例えば「料金制度の改正」や「港湾労働法の適用範囲拡大」を取り組む。(略)

③ 港湾労働者の雇用安定と安全確保(略)

(3) 労使関係の強化・発展

① 港運事業の健全な発展と港湾労働者の雇用安定という事の中軸の関係に着目すると、港湾運送事業の特性にもとづく、港湾の労使関係の強化は不可欠である。

現在の雇用関係の強化は、次の歴史的経緯と理念があることをあらためて共有認識としておくことが重要である。

イ、日・祝定休関係が、各地区の職種・組合を超えた職種別、産業別の連帯の歴史である。

ロ、この連帯の歴史は、労使の対等関係を確立する上で、労使の対等関係を確立するとともに、港湾の労使関係の強化は、港湾運送事業の特性にもとづく、港湾の労使関係の強化は不可欠である。

ハ、港湾の特殊性や、二者一者原則に至つた歴史を踏まえ、港湾運送事業の特殊性を考慮する必要がある。

ニ、こうした事情が背景となつて、雇用安定は「四者協議制」については、二者協議制の運営の中でその必要性は、設置に努力する」とした。したがつて、ユーザー場合は(船・荷主)の理解が、労使協議に対する責任は、港湾労働者に対する責任と、二者一者協議体制の強化を図ることが重要である。

② 行政を含めた取り組を進める。

③ 行政を含めた取り組を進める。

(4) 雇用組織の強化

① 一九七三年の全国港湾結成あたり、その結成宣言は、「……労働組合が企業内に職制、港湾に分断支配政策的に「格付け」された組織、この構想の柱である「運輸省」の「港湾労働者の雇用」の対象から除外される港湾について、雇用不安の原因に強まつている。文字通り政府による「港湾労働者の特殊性」の理解を拒否する問題が当事者として機能を充実し発揮できる組織となるように強化しなければならない」と強調している。これは、港湾の特殊性をリアルにとらえ、雇用別の団結と港湾労働者の未来を拓くものと炭意したものである。

② 時代は変わつても、この結成宣言の趣旨は生きている。港湾雇用を支えるすべての労働者が、労働組合が、要求に一致し、行動を団結していくことが問われている。全国港湾の質と量の発展を、この原点に立つ重視した取り組む。

③ 職場安全を取り組を推進する。

④ 港湾労働政策において、「労働者政策」に断固として反対の声を上げる取り組みと共に、その影響が港湾労働に及ぼしないよう取り組む。そのためにも、港湾労働法の本旨にたつて、港湾への一般派遣の導入を一切切り捨てる。

⑤ 港湾労働の規制緩和に反対して取り組む。

⑥ ＡＥＯ制度をはじめ、通関の効率化と物流の効率化対策、政策的大綱と労働問題を結合させた取り組が求められている。したがつて、交易の会社の担保化、物流の流出対ネットワーク、輸出入物資安全・安全の確保などの社会的規制の強化と、倉庫・荷出監種、検数・検定監種、港湾運輸関の労働者の雇用問題と結合させて、取り組むこととする。

(5) 国際運輸と国民的問題の取り組み

① (略)

② (略)

二、二〇一四年度の基本的課題

(1) 港湾政策・港湾労働政策に対し、持続可能な港湾運送とそのための港湾運送業を維持する諸施策、港湾労働環境の雇用安定・職場安全向上の取り組みを進める。① ② ③ (略)

(2) 雇用協定を基軸にした労働環境整備、諸労働条件の向上

① 一四春闘協定の履行、日常的な中央・地区・単組の体的運動の促進